

令和8年度 善意銀行事業
福祉関係団体活動助成
申請の手引き



社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

北区社会福祉協議会

1. はじめに

(1)「善意銀行」について

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 北区社会福祉協議会(以下、「区社協」という)では、「北区の福祉のために役立てたい!」という住民からの“善意”をお預かりし、区内の福祉活動に取り組む団体等にお届けする窓口として、“善意銀行”事業を運営しています。

(2)趣旨・目的

本助成事業は、福祉関係団体活動助成として、北区内の『障がい福祉サービス事業所』の支援を目的に助成を行います。

2. 助成対象活動

(1)令和8年4月1日～令和9年2月28日の期間に実施する活動

(2)北区内の障がい福祉サービス事業所が実施する活動で、以下のいずれかに当てはまるもの

- ①利用者と地域の親睦を深める行事や、地域福祉への関心や意識を高める活動
 - ②団体の活動に必要な物品などの購入
 - ③その他、善意銀行への寄付者の理解・賛同を得られるような活動
- (例)事業所利用者と地域住民が参加の園芸活動、就労支援事業に必要な電気温床設備等

3. 助成対象団体

以下の要件を全て満たす団体

- ①神戸市北区内の、定員合計が 20 名以下の生活介護事業所および就労支援継続事業所
(同一事業所もしくは同一住所で複数の事業を実施している場合は、一事業所とみなし各事業の定員を合算するものとします。)
- ②地域福祉の向上を目的に福祉活動を行うこと
- ③営利を目的としないこと
- ④政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的としないこと
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体およびそれらの構成員等でないこと。また、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがないとみなされること

4. 助成金額

(1)一事業所につき 3万円以内

(2)令和8年度の助成枠(予算) …30万円

助成枠を超える申請があった場合は、令和8年度の申請受付を終了します。

5. 対象経費

活動実施にかかる経費全般を対象としますが、事務所維持費やスタッフの報酬等、団体の経常的な事業運営経費は対象となりません。

6. 申請手続き

(1)申請の手引き、申請書の入手

区社協窓口での受け取り、またはホームページからダウンロードしてください。

(2)申請書類の作成

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

- ・助成申請書(様式 1)
- ・定員合計が 20 名以下の生活介護事業所および就労支援継続事業所であることを証明する資料
- ・助成が決定した場合の助成金振込通帳の写し

(3)申請書類の提出

(2)の申請書類を、事前連絡のうえ北区社協までご提出ください。

受領した申請書類は、審査結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。

受付期限:令和8年9月18日(金)

7. 申請から助成金交付までの流れ

申請から助成金交付まで、概ね下記の流れを予定しています。

(1)申請書類の提出

申請いただいた活動の要件に不備がないか確認をさせていただきます。

(2)審査

申請内容を当会で審査し、助成の採否を決定します。

(3)審査結果の通知

申請団体に対し、審査の結果を通知し、助成金交付が決定した場合は助成金を交付します。

※申請から助成金交付まで1か月程度を要することがあります。

※助成決定額は、申請額を下回る場合があります。

8. 助成活動の実施

助成が決定した団体等は、助成対象となった活動を行ってください。

なお、助成の採否に関わらず、決定結果を待たずに活動を先行実施することに差支えありませんが、申請書に記載のない経費は助成対象とはなりません。先行実施する場合も必要経費として申請書に記載をしておく必要があります。

また、助成活動は原則申請書に記載した内容から変更することはできません。申請内容と異なる場合や、虚偽の申請があった場合は、助成金の一部または全額を返還いただくことがあります。

9. 報告・精算

(1)活動の実施報告

助成金を活用して実施した活動について、報告書類をご提出いただきます。

助成活動終了、1ヶ月以内に実施報告書類をご提出ください。

実施報告に必要な書類は、以下のとおりです。

- ・活動実施報告書(様式3)
- ・領収書のコピー
- ・パ活動のチラシ・活動報告・活動写真
- ・ありがとうメッセージ

(2)助成金の精算

余剰金等が生じた場合は差額の返還が必要です。

(3)助成金の返還請求

活動報告が適切に行われない場合は助成金を返還いただきます。

報告期限:令和9年4月7日(水)

10. 広報協力をお願い

決定した助成先や助成額、また、当該助成金を活用して行われる活動の実施状況等については SNS 等で広報活用することがありますので予めご了承ください。広報にあたりプライバシーの配慮が必要な場合等は、個別にご相談いたします。

また、活動実施の際には、チラシやホームページ等で「北区善意銀行・福祉団体活動助成」の交付事業であることを掲載するなど、広報へのご協力をお願いいたします。

11. 問い合わせ・書類ダウンロード

〒651-1195

神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1 北区役所6階

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 北区社会福祉協議会

TEL:593-1111(代)／FAX:593-9822

【書類ダウンロード】

<https://www.with-kobe.or.jp/kita/> 新着情報欄